

第9回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成31年2月13日（水）9:58～11:16

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用特別第2会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、林いづみ、原英史

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、
八劔洋一郎

（政府）帆足内閣官房IT総合戦略室企画官

（事務局）福島次長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）国土交通省：島自動車局次長

田中自動車局自動車情報課長

厚生労働省：道野医薬・生活衛生局食品監視安全課長

4. 議題：

（開会）

1. 関係省庁からのヒアリング

・自動車保有関係手続に関するワンストップサービスの充実・拡充について
（国土交通省からのヒアリング）

2. 関係省庁からのヒアリング

・食品衛生申請等システムについて（厚生労働省からのヒアリング）

3. 個人事業主の事業承継について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間より若干前でございますが、御予定の方はお見えですので、第9回の「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、安念部会長代理、野坂委員、國領専門委員が御欠席でございます。

原委員は、遅れての御出席ということになっております。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、議事の1つ目として、自動車保有関係手続に関するワンストップサービスの充実・拡充について取り上げたいと思います。

昨年11月に取りまとめました規制改革推進に関する第4次答申におきましては、軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現について、盛り込まれたところでございます。

本日は、国土交通省より、本件に関する進捗状況などにつきまして、御説明を頂戴した

いと思います。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて、御質問、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、国土交通省より10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○島次長 国土交通省でございます。おはようございます。

それでは、御説明申し上げたいと思います。

本日は、昨年11月19日の規制改革推進に関する第4次答申で頂戴しました、軽自動車保有関係手続に関わります、オンライン・ワンストップサービスの進捗状況について、御説明を申し上げたいと思います。

国交省におきましては、デジタル・ガバメントの実現に向けました取組の一環としまして、自動車保有関係手続をオンラインで一括して行うワンストップサービス、OSSを推進してございます。

登録自動車につきましては、保有のための手続としまして、自動車の登録と税の納付、それから、保管場所の証明の取得、こういった行政手続がございますけれども、既にオンライン・ワンストップで行うことができるようになってございますが、軽自動車につきましても、オンライン・ワンストップによる手続が可能となりますよう、関係方面とも調整しつつ、まずは、継続検査、いわゆる車検時におけますオンライン申請から取組を進めると、答申を踏まえまして調整を行ってきたところでございます。

また、本日、私どもで検討しています、いわゆる車検証の電子化の検討状況につきましても、あわせて資料で御説明を申し上げたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○田中課長 自動車局自動車情報課長の田中でございます。詳しいところは、私から御説明をさせていただければと思います。

資料の2ページ目をごらんいただければと思います。

「自動車保有関係手続に係るワンストップサービス（OSS）（概要）」については、現在行っております登録車に係るワンストップサービスについての御説明でございます。

新車の自動車を登録しよういたしますと、窓口で手続をする場合には、警察署、運輸支局、県税事務所などの窓口にそれぞれ赴いて手続をしていただくということが必要になりますが、こういったことをオンラインで一括して行うことができるよう平成17年からワンストップサービスを利用した手続が可能としております。

登録車については新車新規登録あるいは継続検査、いわゆる車検についても、このワンストップサービスを実施しているところでございます。

続きまして、3ページ、軽自動車の手続について御説明をさせていただければと思います。

こちらは、まだ、ワンストップサービスを実施していないところでございます。

基本的な手続の流れにつきましては、登録車と同じでございます。

まず、答申の中でありました、継続検査について、今の窓口の手続を簡単に御説明させていただきます。

自動車ユーザーの方が、指定整備工場に車を持ち込まれまして、そこで点検、整備を受け、指定整備工場で保安基準適合証の発行を受け、また、自賠責保険の契約をしていただくと、まず、こういったことが行われます。

その上で、軽自動車検査協会のところの窓口で申請書ですとか、保安基準適合証、自賠責証の写しを提出するということになります。

この保安基準適合証は、道路運送車両法の保安基準に適合するということを証するもので、これがありますと、現車の検査が不要になるということでもあります。

こういった書類をもとに、軽自動車検査協会の手続をしていただき、検査手数料の納付や、検査、こちらについては保安基準適合証がありますので検査に合格しているということになります。

その上で、自動車重量税の納付、軽自動車税の納税確認を行い、自動車検査証の発行ということになるわけでございます。

これが、オンラインのワンストップサービスになりますと、現在、軽自動車税については現時点では対応していないため、最初のところから自動車重量税の納付のところまで、このワンストップサービスで手続が可能になるということでございます。

ただし、ワンストップサービスを利用しても、最終的に車検証の発行を受け、それを受け取りに行くために、窓口に来ていただくということが必要になってございます。

この点については、後ほど、車検証の電子化のところでもまた触れたいと思います。

続きまして、4ページ目が軽自動車の新車についての御説明となります。

こちらにつきましても、基本的には登録車と同様の流れでございまして、自動車ユーザーの方が、ディーラー、自動車販売店のところで売買契約をしまして、その際に自賠責の保険の契約をしていただくということになります。

この軽自動車検査協会に完成検査終了証、これは新車の場合の保安基準に適合しているということを証明するものになりますが、そういったものや、住民票、譲渡証、自賠責証の写しといった書類を持っていかれて、窓口で手続をされ、検査手数料の納付、検査、自動車重量税の納付、ここで自動車検査証の発行となります。

その上で、さらに車両番号標すなわち、ナンバープレートの購入、取り付けを行い、自動車取得税の納付、軽自動車税の申告をしていただき、その上で、保管場所についての届出をしていただく流れになっております。

こちらのほうのワンストップサービスでは、自動車検査証の発行のところまでが可能になるということでございます。

そこで、5ページ目をごらんいただければと思います。

関係方面と調整をさせていただいております、行政書士法の業務制限についてというこ

とでございます。

行政書士法、これは、抜粋でございますけれども、第1条の2のところで、行政書士の業務といったものが規定されておまして、第19条のところで、行政書士以外の者が、こういった業務を行うことはできないと規定されております。その上で、ただし、総務省令で定める手続、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続については、この限りではないということになっておまして、現在、登録車について、一部自動車関係の団体に、この手続が認められているというところでございます。軽自動車についても同様の措置をお願いすべく、調整をさせていただいているところでございます。

答申をいただいた後も、断続的に調整を進めており、現在、最終的な段階、基本的には前向きに、御答申をいただいた方向で考えている状況でございます。

続きまして、自動車検査証の電子化に関する検討について御説明させていただきたいと思っております。

資料の6ページでございます。

自動車保有関係手続のワンストップサービスを平成17年から続けてきているところでございます。欄外のところに、割合を載せさせていただいているのですが、さらなる利用の促進が必要な状況でございます。

先ほど申し上げましたワンストップサービスで申請手続をされた場合であっても、最終的には、紙の自動車検査証を運輸支局に取りに行っていただく、あるいは軽自動車ですと、軽自動車検査協会に取りに行っていただく必要がありまして、結局、オンラインで手続をしても取りに行かなければいけない、そこが利用の1つの課題になっていると考えております。自動車検査証を電子化して、物理的移動をなくして、申請者負担の大幅な負担を軽減していくことができないかということで、今、検討を進めているところでございます。

昨年9月に、この検討会を立ち上げまして、昨年内に4回開催し、中間取りまとめということで、基本的な考え方をまとめていただいたところでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、この自動車検査証の電子化につきましては、もともと未来投資戦略2018、昨年の6月15日に閣議決定されたものの中に、デジタル・ガバメントの実現という項目の中に盛り込まれたものでございます。この自動車保有関係手続に関するワンストップ化を充実・拡充するため、自動車検査証の電子化の推進、引越しワンストップサービス等との連携、そして、軽自動車保有関係手続のワンストップ化に取り組むと、こういった形で盛り込まれており、これに基づいて進めているものでございます。

8ページ、9ページには、基本コンセプトの概要でございます。

先ほど申し上げましたように、手続をワンストップサービスでやった後の自動車検査証の受取のための運輸支局への来訪といったものを不要にするということで、整備事業者さんとか、行政書士さんとか、手続を代行する方のところで、自動車検査証の情報を書きか

えることができれば、わざわざ運輸支局に来ていただくということも不要にできるのではないかということを考えております。そのために2つポイントがあります。

まず、1つは、今の紙の車検証をICカード化するということでありまして、現在の情報は、全てICチップに記録することが1つ。

さらに、国からの事務の委託制度を創設いたしまして、このICチップの記録事務を、書きかえる事務を整備事業者さんですとか、行政書士さんに代わってやっていただく制度をつくるということ、今、考えてございます。

9ページ目は、スケジュールでございますけれども、自動車検査証のICカード化や、国のデータベースシステムの更改、あるいは、今回、関係する事業者の方々のところでも対応が必要になってまいりますので、2022年度に新しいシステム、すなわち電子車検証を導入することを目指して検討を進めているところでございます。

雑駁でございますが、国交省からの説明は、以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見や御質問等があればと思います。

では、大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 御説明ありがとうございました。

2点質問をさせていただいて、それのお答えを踏まえて意見を申し上げたいのですが、まず、1点目ですが、自動車検査証がICカードになると、今の紙の検査証とICカードの作製コストというのは、どのくらい違うのかということをお聞きしたいです。

もう一つは、私自身が恥ずかしながら自動車を持っていないものですから、自動車検査証というのをどのくらい自動車所有者が日常的に、どんな格好で保管したり、活用したりしているのかというイメージがわからないものですから、現状、これをどこかに持っていかなければいけないとか、見せなければいけないということが、どのくらいあるものかというのを教えていただきたいのですが。

○高橋部会長 どうぞ。

○田中課長 まず、作製コストについてでございますけれども、ICカードについては、これからいろいろと検討をしていかなければいけないところではあるのですが、今まで検討している中では、ICカード1枚数百円程度かかるのかなと考えております。

紙の場合ですと、さすがにそこまでかかりませんで、せいぜい1枚何円かの世界ですが、トータルとして、申請者の方の負担が増えないようにということで考えていきたいと思っております。

それから車検証についてでございますけれども、車検証は、道路運送車両法におきまして、車の中に備えつけるということが義務づけられておりますので、車を使われている方は、大体ダッシュボードの中とかに車検証を入れておられるということになります。

それで、実際、どういう場面で使うかということになりますと、まず、1つは、こういった行政の手続の関係で使うことはもちろん、それ以外に警察が街頭で取締り等々をやっ

ている際に、車検証を見せてくれといったことで、本当に車が正しいかとか、有効期間が切れていないかとか、そういったところで使われるということもございますし、あるいは自動車保険等の任意保険を契約される際には、保険代理店には、車検証の写しを見せるですとか、そういったことも必要になってまいります。あるいは事業をされている方にとっては、車をちゃんと自分が持っているということを証明するために、車検証のコピーを提出する等もあります。また、細かいところでは、フェリーに載るときに、ちゃんとフェリーに載れる車の規格に合っているかどうかを見せるとか、さまざまな場面で使われております。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

私、電子化の考え方を見て、少し気になったのが、電子化することは大変結構ですし、ICカードという考え方も、別に悪いとは思わないのですが、マイナンバーカードもあり、その他もろもろ、民間のサービスで個人が受け取る様々なカードもあり、あまたカードがある中で、この車検証という専用のカードができて、これは、今後空き容量の利活用を検討されるとは書いてあるものの、何かもう少し既存のよく使うものと乗り合いにするみたいなことを考えていただかないと、結局、割と作製コストがかかり、受け取ったほうとしては管理が面倒にもかかわらず、実際には、使う可能性はあっても使えないみたいなものになるのではないかとということが大変危惧しまして、例えば、私などがちょっと思ったのは、車に関係することというのと、運転免許証と合体してくれれば一番いいのではないかと少し思ったのですが、ただ、今のお話を伺うと、車検証は、個々の車に備えつけなければいけないということになると、運転免許証と合体してしまうと、かえって問題なのかなと思ったりしました。

そうだとすると、別に紙のままでもいいような気もするのですが、その辺、どういうお考えなのか、確かに事業者の方に申請手続を代行してもらうために、紙ではちょっとまずいということなのですかね。

○田中課長 そうですね。紙ですと、どうしても出頭して交換するということが必要になってくるとのこと、マイナンバーカードや運転免許証、その他のICカードについても、いろいろと調べたのですけれども、運転免許証やマイナンバーカードは、個人に一对一で対応するものであります。

車検証については、車に一对一で対応するというものでありまして、当然、個人の方で何台も持っている方もおられたり、あるいは営業車ということになりますと、車を特定せずに、いろいろな方々が使うということになってまいりますので、コンセプトとしては合いくいのかと考えております。また、将来的な利活用ということで、これが車に対してもデジタルの基盤、全ての車検証をICカード化するというのでいきますと、漏れなく電子データ、ICカードになりますので、将来的な活用の可能性というのはあるのではないかと考えたところでございます。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかは、いかがでしょうか。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

説明は、よくわかったつもりなのですが、そもそもの話として、これは、今日のテーマではないと思うのですが、既にワンストップ化されているサービスにおいて、団体経由でのみオンライン、ワンストップが可能になっていると、こういうふうに理解したのですが、その点は、それでいいのかということ。

それから、個人ではそれができないとした理由というのは何だったのかという点を教えていただければと思います。

○田中課長 個人の方でも手続は可能でございます。団体がやるというのは、個人の方の代わりにやる、行政書士の代わりをするということを団体に認めていただいたということでございます。なお、個人の方は、ワンストップサービスのポータルサイトといったものを国交省のほうで用意しておりまして、そちらで手続が可能です。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 では、川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 この新しい手続について確認なのですが、添付書類の関係で、例えば、住民票であるとか、あるいはたしか譲渡契約のときに、実印を押して印鑑証明を添付するという手続があったと思うのですが、その辺りも簡略化することはお考えなのでしょうか。

○田中課長 まさに印鑑証明ですとか、住民票ということにつきましては、本人確認を厳格に、しっかりこの車については本人が申請していることを確認するということを求めているところでありまして、例えば、マイナンバーカードで電子署名とかをやっていただくと、その部分は不要ということもできると考えております。

○川田専門委員 結局、添付書類が結構手間になっているので、ワンストップ化とともに添付書類の簡略化も実現されれば、より利便性が高まるのではないかと思います。その検討を是非お願いしたいと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○田中課長 今後の検討の中でも何か手がないかということと、やはり、なるべくマイナンバーカードを持っておられる方は、それを使ってやっていただけたらということも考えております。

○高橋部会長 事務局、この話は、今度のIT室がやっているデジタルの話の具体的なところでも検討になるのですか。

○谷輪参事官 そうですね。例えば、今、お話が出ていた住民票の添付省略などは検討の対象になると思います。

○高橋部会長 ここは、IT室との関係で、今、電子化に向けて政府全体で棚卸しされていると思います。その関係でも必要があれば、また、添付書類の省略については御意見を頂

戴するかもしれませんので、よろしくお願ひします。

どうも、御指摘ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

では、八剣先生、それから、濱西専門委員、順番にどうぞ。

○八剣専門委員 今日、ありがとうございます。

私、自分の経験からすると、車検証は車を買ったときから、次に買いかえるまで出したことはないし、車の中に入っているだけで、何のために持っているのかなど、いつも思っていたのですけれども、正直申し上げると、これは紙だろうが、ICカードだろうが、ユーザーである私の感覚は全く一緒で、中に入れているものが、単に車に入っているだけで、二度と見ません。

それと、車検証を見る人というのが一般の人ということがあるのですかね。結構、ディーラーさんとか、あるいは警察官とか何らかの一般ではない人が見る場合に、何かICカードみたいなものを発行する必要が何であるのかなど、ちょっと思うのですが、ナンバープレートがついているわけですから、ナンバープレートからどこかのサイトに行って、この人であるという車検証情報がどこかのサイトから見られれば、それで十分なような気がしますし、何かワンストップと言われていますが、業者さんは多少楽になるのかもしれないのですけれども、ユーザーである私からしてみると、別に何も関係なくて、入れている紙が少し小さくなるだけなのではないかと、何でICカードが要るのか、すごく疑問に思います。

あと、参考までに教えていただきたいのですけれども、海外は車検証みたいなものはあるのでしょうか。

○高橋部会長 濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員

継続検査については、進展があったのですが、少し気になることをおっしゃっていたように聞きまして、それは、県税事務所に対する軽自動車税の納税の部分です。これについても全て今回、県税事務所というか、各都道府県で対応できて、ワンストップ化されるかどうか、そこはまだ不完全というような感じのことをおっしゃったように聞いたものですから、現状がどうなっているのかについての質問です。

○高橋部会長 では、あわせて3つ申し上げます。行政書士法の規制、施行規則の改正になると思うのですが、大体いつごろ予定されているのかということと、新規検査について、きちんと取り組まれるかどうかということ、あと、検査済証の電子化について、システム更改と大きなことを言われたのですが、関係者という点ではソフトを入れるだけなのではないかなという気がするのです。この辺のシステム更改は、具体的にどのような内容なのかということをおあわせて、まとめて御回答をいただければと思います。

○田中課長 まず、車検証、一般の方が見られるかどうかということでは、確かにそれほど多くないと思います。恐らく、最初の保険の手続きですとか、いろんな手続きをされるときに使われて、あとは車の中に置いておかれることが、多いのだらうと思います。

今回のICカード化ということでいきますと、継続検査等の手続をしていただく際に、間に入る方が、非常に効率的に業務ができるようになります。理想的にいきますと、例えば、整備事業者のところに手続に行かれて、うまくいきますと、非常に早く、即日で手続が終わって返ってくるということがあると思います。

あと、将来的な活用の可能性ということで、紙の車検証は、あくまで紙ですけれども、ICカード化して、さらにチップがあって、空き容量があって、いろんなことに活用されていくという中で、新たなサービスというのは生まれてくるのかなということまで、一応、考えてのことということでございます。

クラウド型といいますか、ナンバーとかに何か埋め込んでということについては、車検証電子化の際に、クラウド型というのを考えて、検討はしてみたのですが、その中でありましたのは、1つは、例えば、警察さんとかで取締りをされる際に、必ずしも日本全国全てのところがオンライン化されているわけではないので、そこは是非オンラインでなくても見られるようにしていただきたいというお話があり、また整備事業者の方もたくさんおられるのですが、必ずしも皆さんが全てオンラインの設備・環境が全て整っているわけではなく、また、ユーザーの方も、必ずしもそうでもない状況であり、クラウド型で、例えば、ID/パスワード管理ということになってきますと、ふだんしょっちゅう使わないということになりますと、なかなかID/パスワードを覚えておられないとか、あるいはID/パスワードを持っている方しか見られない等の課題がありまして、ICカードにして、その中に入れたほうがいいのかということを考えて次第です。

それから、海外での車検証ということなのですが、海外でも当然検査制度というのがございますので、こういった車検証を出しているところはあります。

ただ、ICカードにしているかどうかということでは、どちらかといいますと、登録のほうに近いようなカードが、我々が調べた中では、ヨーロッパのほうでオランダですとか、スロバキアですとか、そういったところの3カ国ぐらいのところでは、登録情報あるいは検査情報をICカード化しているという例がございました。

そういったものを一応参考にしながら、ただ、諸外国の例の中でも、行政手続にICカードを使っているという例は、今のところ発見していないというところがございます。

それから、先ほど、県税の関係ということで御質問がありましたが、正確に申しますと、軽自動車税は市町村税であり、市町村のシステムをつなげていただけるよう、総務省さんを始め、関係する皆さんに働きかけやお願いをしているところでございます。

最終的には市町村さんの判断となりますので、ワンストップサービスのメリット等について御理解をいただけるようにしていきたいと思っております。

それから、行政書士法の施行規則の改正について、いつごろかということなのですが、調整がまとまったところで、なるべく早くとも思っております。引き続き、関係者と調整をしながら進めていきたいと考えているところでございます。

なかなか今の時点では、いつということは申し上げにくい状態でございますが、余り遅

くならない時期には考えております。

それから、現在は継続検査について、調整をさせていただいておりますので、新規については、その後の状況を踏まえて調整をさせていただきたいと思っております。

それから、システム更改ということをお願いして、先ほどのソフトを入れるだけということで御指摘がありました。基本的には、確かにソフトを入れるということになるのですけれども、今回、ICカードの設計、開発がございまして、また、新しい業務のやり方になりますので、ソフトだけでなく、ハードウェアのほうも入れかえていくということが必要になってまいります。民間の事業者の方のところでもシステムを入れていただいて、アプリケーションを入れていただいて、それがうまく連動して動くかどうかということをしつかりテストしていく必要があるということで、大規模というのは、ちょっと大げさ過ぎるのかもしれないけれども更改のタイミングで考えております。

ただ、それで非常にお金がかかってということは本末転倒なので、そこはなるべくお金がかからない方向でやりたいと思っております。

○高橋部会長 では、堤専門委員。

○堤専門委員 ありがとうございます。

先ほどの市町村税のところなのですが、例えば、国が、この車をどこどこで使いますみたいなものが最初のエントリーで入っていたら、国が代行収納のような形で、あらかじめ市区町村税をツイートしたものをそれぞれのところに返すようなシステムが組めれば、別にわざわざもう一回利用者が市区町村のところで、要は納税する先は、別に私たちは国であろうが、市区町村だろうが変わらないという感覚なのです。そういうようなシステムを組むことは、やはり、難しいのでしょうか。

○田中課長 市町村さんにとっても、あるいは我々にとっても、どういう考え方で費用を負担していくべきなのか、どういったやり方でやるかは、調整次第かなと思います。

○高橋部会長 根本的な問題提起をいただきましたので、少し事務局とも、事務局、これは市町村税の話は、今まで議論に出てきていませんでしたか。

○谷輪参事官 国税、地方税の審議のときに、例えば、共同収納を県税だけではなく、市町村まで拡大できないかとか、そういう論点はあったと思います。

○高橋部会長 たしか、電子納税の話もあったような気がします。その辺も少し掘り起こしながら検討していきたいと思っております。

大変活発に御議論いただきました。お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。引き続き、何とぞ、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(国土交通省 退室)

(厚生労働省 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

続きましては、食品衛生申請等システムについて取り上げたいと思っております。

食品衛生法関係の手續に関するオンラインシステムの構築につきましては、昨年2月の行政手續部会の第1検討チームにおいて、仕様やスケジュールに関しまして、厚生労働省からヒアリングを行ったところでございます。

本日は、システム構築の進捗状況などについて、厚生労働省より御説明をいただきます。

ヒアリングを行うに当たりまして、事前に議論における論点を資料2-1のとおりメモにまとめ、厚生労働省に対して通知をしております。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて質問、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、厚生労働省より資料2-2に沿いまして、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

よろしく申し上げます。

○道野課長 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長の道野と申します。よろしくお願ひいたします。

今、御紹介ありました、食品衛生申請等システムに関しましては、まず、論点の(1)というところがございますように、今後の開発状況、スケジュールということでございます。

このシステムにつきましては、平成30年度、それから31年度の国庫債務負担行為により3.4億円を計上しているという状況でございます。

現在の開発状況、導入スケジュールということでございますけれども、現在、入札のための公告をしている状況でございます。

1月4日に公告を開始いたしまして、2月25日までに関係の書面を提出していただく。それから、開札については、3月13日ということで、年度内に契約を結ぶというスケジュールになっております。

②の資料にもございますように、31年度中にシステム開発を終了すると、そういった予定にしております。

運用につきましては、2020年度から開始というような予定でございます。

続きまして、論点2というところであります。

論点の2につきましては、本人確認の手法ということで、経済産業省さんが開発をされている法人共通認証基盤を活用し、その他手續と同ID/パスワードでログインできるようにする予定はあるかという御質問でございました。

この仕様書におきまして、法人認証基盤のアカウントを入手して、なおかつ、この法人認証基盤に登録された方が、そのID/パスワードでこのシステムを使えるようにするということについては、仕様書の条件として明記をしております。

ただ、認証基盤のID/パスワードのみで利用するということには、利用者を増やすという観点からは、まだ不透明なところもございますので、この食品の申請システム独自でもID/パスワードはとれるようにしております。

ただ、食品衛生法の許可、それから、届出等の手続において、どこまで本人確認をする必要があるのかということも含めて、今後、十分整理する必要があると考えております。

3点目でありますけれども、自治体の既存システムとの連携について、具体的にどのような課題があり、それをどのように解決していく予定かということでございます。

まず、自治体の営業許可にかかわる手続については、現在、こういった電子手続を導入しているところはないというのが現状でございます。

基本的には、紙ベースの申請書類で、保健所の窓口で行われています。

ただ、地方自治体のほうで保有するシステムとしては、この紙ベースのものをデータ管理するという観点で、それぞれ事務の効率化という観点で台帳をシステム化するというようなことは多くの自治体で行われていると承知をしております。

したがって、②にございますように、新規に食品衛生申請等システムを開発し、これまで各自治体が有していなかった申請届出等の手続をこの情報システムで整備することとありますので、大きな重複ということはないと考えています。

ただ、現在の自治体が持っている営業許可や届出に関する情報システムとの連携が可能となるように、要するにデータのやりとりができるようにCSV形式でのデータの出力だとかということ、一応、機能として持たせるようにするということが1点。

結局、双方のシステムからCSV形式でデータをダウンロードして、例えば、市販のソフトで連結させるとかということとは可能だと考えています。

さらに、そういった検討を早期に自治体のほうにさせていただくということで、早期のシステムの整備ということはどういうことかと申しますと、先ほど申し上げたとおり、スケジュール的には、2020年度から一応利用開始というふうになってはおりますけれども、制度改正の関係で言うと、新制度につきましては21年に施行ということになります。1年間自治体サイドで試行だとか、既存システムとの連携をどうするかということについて検討をさせていただくということとあります。これが早期のシステムの整備を行うということの趣旨であります。

4番目でありますけれども、申請等の様式について、営業許可の施設基準を国が示した上で、申請とはシステム上で行うことから、申請等が必要な事項は、基本的に統一されることとなることであるが、申請等の様式の統一に向けてのスケジュールを示せということとあります。

申請が必要な事項については、今回の法律改正に伴いまして、政省令の制定ということ、現在、準備をしておるところでありまして、本年の夏までには政省令を出すというような予定にしております。省令の中で申請に必要な事項については規定するというようにしてございまして、このシステム開発と並行して申請事項について整理をしようということとあります。

ちなみに、その申請事項が整理された段階で、やはり、標準的な様式ということで、また、その紙における申請についても標準様式を自治体のほうにお示しするというようなこと

とになるかと思えます。

ちなみに、紙で提出されたものについても、自治体サイドでシステムに入力していただくという事務が発生するわけでありませけれども、そういった観点から申しましても、そんなに申請事項が、自治体によって大きくばらつくということはないのではないかと考えております。

5番目であります。

当該システムを利用した場合の申請等の手数料納付についてキャッシュレス化を行うのか、キャッシュレス化を行う場合、キャッシュレス化に対応していない自治体に対しては、どのような対応を求めていくのかということでもあります。

このシステムを取り扱う中で、手数料が発生すると想定されるのは、許可の申請ということになります。届出だとか、あと、ほかにリコールの報告だとか、あと、輸出用の衛生証明書の発行だとか、そういった幾つかの機能があるわけがございますけれども、この中で、一応、手数料が発生すると想定しているのは、許可申請ということになります。

このシステムそのものについては、開発段階で、当該システムを利用した申請等の手数料納付のキャッシュレス化機能というのは設けておりません。

これにつきましては、もともと手数料自体が、各自治体において定められていること、また、地方自治法に基づいて納付されるということもあまして、なかなかこのシステム単独でということは現実的ではないと承知しております。

また、営業許可も申請の際の手数料納付ということで、結局、1回役所に来なければいけないではないかという議論はあります。営業許可の事務の中では、申請は電子的にやっただくとしても、例えば、申請された施設の現場での確認だとか、そういった事務も発生するので、そういうプロセスの中で、どこかで手数料を納めてもらうということでありまして、許可申請に伴って手数料を直接支払う必要がある、証紙だとか、現金だとかで支払う必要があるということはあるのですけれども、それ自体は、当初の電子申請を減らすといいますか、抑制するような影響というのは、そんなに大きくないのではないかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、こういった電子化というのは、今後も進めていく必要はあると思いますし、キャッシュレス化につきましては、今後の行政手続のオンライン化ということも踏まえまして、我々としても地方自治体への要請だとか、そういったことも含めて対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明等につきまして、御質問、御意見がありましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

前向きに取り組んでいただいておりますのでありますが、自治体にも参加していただくということで作業されているとの話を聞いているのですが、自治体との具

体的な協議はされていますでしょうか。

○道野課長 昨年の6月に食品衛生法等の改正を行ったということで、その前後も含めて自治体にはシステムの内容につきまして説明をしてきております。

また、自治体からも広く意見を求めまして、どのようなシステムがいいのかということについては、仕様書の作成前に十分に意見を聴取した上で仕様書を作成したというような経緯でございます。今の段階で参加する、しないということをぎりぎり詰めてもなかなか難しいところはあります。とにかく自治体を使いやすいシステムにするということで、まずは、自治体に意見を十分聞きながら作業を進めていると、そういうような状況でございます。

○高橋部会長 もう一つ、ID/パスワードは法人共通認証基盤も使うけれども、独自のID/パスワードもというお話をお聞きしたのですが、そこはどのような経緯で、そういうふうになったのでしょうか。

○道野課長 まず、1つは、町の飲食店も含めて、非常に小規模事業者の方が多いと、食品の事業所のカウントの関係でいいますと、そういった事情もあります。

そういったことで、できるだけ電子システムの利用率を上げていくという観点からは、もちろん、法人認証基盤のほうも活用させていただくのですけれども、それがなければ、電子申請できないというのは、なかなか電子システムの利用率を上げるということに関して、特に小規模事業者の方に関しては、抑制要因になってはいけないということもございまして、一応、このシステムの中でもパスワードとIDを発行するような機能を仕様書の中では記述をさせていただいています。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 その場合、この食品衛生の許可、認可というのは、そんなにしょっちゅう申請するものではないわけですが、今度、レストランか何かを始めようと思った人が、まず、自分のID/パスワードを申請するということになるのですか、それは、どうやって申請するのですか、つまり、そのついでに役所の窓口に行って紙を出したら済むのであれば、そっちのほうの方が早いような気もするのですが。

○道野課長 そこは、一応システムの中でID/パスワードを発行できるように、機能としては持たせています。

ただ、本人確認をどこのレベルまでやるのかということとの兼ね合いがあります。現在の自治体のほうの実情を見ても、かなり厳密に本人確認をやっているところと、そうではないところとかなりばらつきがございます。

○大崎専門委員 要は、窓口の人がやってきたら、その人だという認識で今は処理してもらえるということですね。

○道野課長 はい。だから、そういう意味では、システムでID/パスワードを発行しても、そんなにレベルは変わらないということですし、例えば、認証基盤のほうで2つの段階があると伺っているのですけれども、要は、そういった登記事項とか、そういうところまで

確認をするレベルの確認が必要なのか、それともID/パスワードを持っていたら、それでいいですよというレベルにするのかということについては、一応、両方対応できるように、今後整理をしていきたいと考えています。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 御説明ありがとうございます。

私、多分、最初の議論のときに参加をしていなかったのですが、そもそもの話がわかっていないのだと思うのですが、今開発予算を計上している食品衛生申請等システムというのは、この食品衛生法関係の許認可というのは、圧倒的に自治体で申請を受けつけて、許可するかどうかを決める実務がほとんどで、なおかつ、それが日本においては非常にばらばら、これは行政手続部会の前規制改革会議のときに、パン屋さんはサンドイッチをつくれなとか、コンビニには業務用レンジが置けないとか、本当にそれが全ての窓口によって違うという、ある意味では、一番自治体によって実際の基準が異なっている世界なのです。

このシステムというのは、つくるからには、当然、自治体が全部使う、もしくは自治体の大半が使うという前提に、何か今のお話を聞いているとなっていないように聞こえたのですが、それでは意味がないのではないかと、その辺は、どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○道野課長 お答えします。

昨年の6月に公布されました改正食品衛生法でございますけれども、一応、大きな柱の1つとして、HACCPによる衛生管理の制度化というのが1つあります。これはソフトの部分なわけですけれども、ただ、基本的には、原則全ての食品等事業者に義務づけると、もちろん程度のレベルはあるのですけれども、そういうふうにします。

これまでは、行政側が、食品等事業者の方の状況把握をするというのは、言ってみれば営業許可の世界しかなかったわけです。それでは、なかなか原則全ての事業者の方というのは難しいので、届出を求めるという仕組みを1つ入れています。

ただ、届出のシステムというのは、届出に関しては非常に行政事務も増えますし、事業者の方の負担も大きいということもありますので、もともとはそれをシステム化することによって自治体や事業者の方の負担を軽減するということが、もともとの目的だったのです。

ただ、そうであれば、許可事務についてもあわせてシステム化をして、行政手続のコストを軽減していこうということで開発を始めたというような経緯がございます。

自治体としては、当然のことながら、事務負担増がある程度想定される届出事務の部分について、やはりシステムを使ったほうが合理的だということについては、インセンティブが働きますので、そういった意味でいうと、メーンは、ひょっとしたら届出のほうになってしまうかもしれませんが、許可手続についても、このシステムの中であわせてできるわけですので、特に事業者のサイドから言うと、全国チェーンでやっているようなところからは、そういうニーズがかなり大きいものがございます。自治体のそういった事

務の軽減化の話と、それから、事業者の方の手續の軽減化というニーズがうまく合えば、このシステムについてはかなり広く利用されるのではないかなというような想定のもとにやっています。

また、御指摘いただきました、いろいろそういう自治体による取扱いの違いというものに関しても、今回の改正で施設基準については、全国平準化をある程度できるようにという観点で、省令で参酌基準をつくらせていただくというような制度改正になっておりまして、それにつきましても、現在、自治体、それから事業者の方に参加いただいて検討を進めている、そのような状況でございます。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

ということは、今まで手間がかかっていたと言われる、営業許可のところについては、今回、このシステムは対応できるけれども、実際、各自治体がそれを使うかどうかは、まだ、今の時点では全く未定だと、こういうことでしょうか。

○道野課長 特に許可手續だけをシステム化すると、そういうことになるので、今回、新たに導入される届出という手續と一緒にパッケージというか、結局、同じシステムで開発するわけですが、そういうことによって全体の利用率を上げていこうということで、今の時点で参加しないと言っている自治体はございません。

○高橋部会長 前期の規制改革会議の議論を踏まえ、おっしゃったように、施設基準については、参酌基準を省令で設けるということで、基準については国のほうで、こういう基準でやってくれと、参酌基準ですから、実態に合うと思えば、離れることもできますが、一応、国としては、こういう基準でやってくれということを出したということだと思います。それは、多くの自治体を使うということを想定されているということによろしいですね。

そういう自治体であれば、多分、システムには乗りやすいということだと思いますけれども、自治事務については強制はできないので、厚労省としては、積極的に使い勝手がいいから使ってくれという形で、積極的に働きかけていただけるといことなんでしょうか。

○道野課長 やはり、使いにくいものを使えと言ってもなかなか難しいので、やはり、自治体側にそういったものを使おうというインセンティブが生まれるような形でのシステムなり、仕組みのつくり方というのをしていこうということで対応しているところであります。

○高橋部会長 済みません、キャッシュレスの話がその点で気になるのですが、申請の手数料を払うときは窓口に行かなければいけないのですか。何かコンビニ納付みたいなものではないのですか。

○道野課長 済みません、今、手数料の納付の手續まで全国的に実情を把握しているわけではありませんけれども、通常、都道府県の場合には、御承知のとおり、申請書に県の証紙を張って出すというのが通常の手続になっております。

また、政令市、保健所設置市のレベルであると、多くが現金納付というのが実態ではないかと考えております。

○高橋部会長 今回の時代だからコンビニ納付も推奨して頂きたい。紙だからそういうことなので、紙の時代ならそれでいいのですけれども、電子申請と言ったらコンビニ納付ができるようにならないと、本格的に電子申請を使おうとはならないのではないかと思います。そこは、事務局、コンビニ納付については、手数料について何か法令上桎梏はあるのでしょうか。

○谷輪参事官 地方税だとペイジーとか、コンビニ納付とか、結構多様化している例もあると承知しています。

そういう納付の手数料で制約があるかどうかは、済みません、承知していません。

○高橋部会長 どうぞ。

○道野課長 結局、自治体の徴収事務になるので、国レベルというよりは、自治体でのそれぞれの多分ルールがあるのではないかと思います。その辺については、済みません、詳細は承知しておりませんが、少なくとも自治体の収入手続の話ですので、その辺は個々の自治体によってどういう定め方をしているかというのは、よく確認する必要があると思います。

○高橋部会長 ただ、あわせて、コンビニ納付も推進して頂きたいと思います。せっかく電子申請をやるのだから、あわせてコンビニ納付もということをお願いしていただくという方向でお願いしたいのですが。

○道野課長 検討させていただきます。

○高橋部会長 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

地方自治との関係なのですけれども、保健所等が、これまで厚労省関係では特になのですけれども、こういったオンラインシステムに協力してきていない部分があるので、果たして、システム稼働2020年、来年の時点で、どれだけの自治体が実際にこれを採用するかどうか、その確認がとれないと、全く画竜点睛を欠く話になってしまうと思いますので、説明し、意見を聞いた上でのシステムなのですから、参加する、しないを任せるのではなく、しっかりと厚生労働省で結果を出すような約束をいただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○道野課長 もちろん開発する以上は、全ての自治体に利用していただくというのが、やはり目標ですので、その辺については、自治体のほうにも十分説明をし、要請をしていくということは、もちろん継続して行っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○林委員 私たちフォローアップいたしますので、是非、よろしくお願いたします。

○高橋部会長 それから、開発中なのですから、制度設計において納付システムを乗っけるというのを追加できないのですか。

○道野課長 予算も限られているというところもありますし、既に公告してしまっているので、納付システムについて、追加できるかどうかは、ちょっと難しいかと思ひます。ま

た、確認してお返事をさせていただきます。

○高橋部会長 補正も含めて、少し御検討をいただければと思います。重要な先駆的なシステムなので、先ほど話がありましたが、使ってもらえるようにするには、少しその辺も含めて使い勝手がいい手続にさせていただいたほうがいいと思います。そこは、財政当局にもよく説明していただいて、補正などで少し追加装備できるように御検討をいただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そういうことも含めて、是非よろしく、非常に先駆的な取組で評価しておりますので、是非頑張ってくださいと思います。

どうもありがとうございました。それでは、これまでとさせていただきます。時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(厚生労働省 退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

続きましては、個人事業主の事業承継について取り上げたいと思います。

本件については、前回の行政手続部会でもヒアリングを行いました。その際の指摘事項を踏まえ、資料3-1のとおり、論点メモを国土交通省に送付しております。これらの論点について、国土交通省より資料3-2のとおり回答をいただいておりますが、本日は、非常に法案提出に向けた最繁忙期であるということなので、御出席が難しいということでございますので、こちらについて、事務局から報告をいただきたいと思います。

それでは、事務局より御説明を頂戴したいと思います。

○石崎参事官 ただいま部会長から御説明がありましたとおり、本日は、国土交通省法案プロセス作業のため、出席が困難だということですので、事務局から資料3-2について御説明をさせていただきます。

恐らく、今月中に、また、行政手続部会を予定しておりますので、そのときに、本日の御議論、御指摘も踏まえて、国交省からヒアリングを行うということにさせていただきます。

では、資料3-2をごらんください。

「論点に対する回答」ということでもあります。

論点の(1) 現行の許可制度の要件として挙げている経営の安定性、技術力、適格性について具体的に何をどのように確認しているのか、許可に必要な所要日数も含むということでもあります。

回答につきましては、許可要件、欠格要件については、パワーポイントの別紙がついておりますので、それをごらんいただければと思います。

別紙の1ページ目に、経営の安定性、経営管理責任者に該当すること。それから、業種ごとの技術力、営業所ごとに営業所専任技術者を配置すること。適格性、誠実性、不正が

明らかな者でないこと。経営の安定性、財産的基礎、金銭的信用を貸借対照表で確認する。

それから、欠格要件は記載のとおり、成年被後見人であるですか、幾つかの欠格要件について誓約書、登記事項証明書、身分証明書等で確認をするということでもあります。

具体的な内容につきましては、その次の2ページ以降になります。

2ページが経営の安定性の確認方法、確認資料とあわせて役員の経験期間、経験業種の要件を満たすかどうか確認。

それから、3ページ目が業種毎の技術力、添付の資格証明書、卒業証明書、実務経験証明書と突合。

4ページ目が、適格性、誠実性の確認方法。職務内容、賞罰内容について記載の調書をチェックする。

5ページ目が、経営の安定性の確認方法。財務諸表により判断する。

6ページ目が、欠格要件の確認方法。欠格要件に該当しないことを誓約させる。警察に照会し、欠格要件に該当しないかを確認しているということでございます。

資料3-2の1ページに戻っていただきますと、許可に必要な日数については、大臣許可が120日、都道府県知事許可がおおむね30日とされている。個人事業主の中の大臣許可は、6業者、都道府県知事許可、これがほとんどで7万8000業者ということになっています。

2ページ目でありますけれども、新設する承継に係る認定制度において、経営の安定性及び適格性については確認する必要がある旨の御説明をいただいたが、それぞれ具体的に何をどのように確認するか。（認可に必要な日数の見通しも含む）を御教示ください。

また、それらを届け出てもらっただけでは足りないのか、仮に足りないとすれば、何を認可手続の中で確認しなければならない理由について御教示ください。

回答としては、新設を検討している承継制度の欠格要件、これは、先ほど御説明したとおりであります。

それから、2つ目のポツにあります、認可に必要な所要の見通しについては、承継前後で変更となった点のみ確認する制度を検討しているため、建設業許可申請の大臣許可は120日であることを念頭に置きつつ、手続に係る事業者負担を軽減する方向で、今後適正な処理期間を定めていきたいと考えている。

それから、承継制度を届出とすることについては、建設業法においては建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護することを目的として、許可制度をとっているため、承継制度についても事前に許可要件や欠格要件を満たしているか確認を行う手続を必要と考えている。

3ページ目でありますけれども、論点の3として、相続による承継について、実務的には承継者、例えば、子は被承継者、親と同様の事業を行っていることも多いと考えられる。そうした場合、経営の安定性、技術性、適格性についてほとんど変化がないと考えられるが、こうした場合においても届出にできない理由について御教示ください。

回答は、建設業の許可のうち、経営の安定性、適格性、欠格要件については、事業者本

人の資質について確認をしているため、相続の際に許可要件の確認が必要となると考えています。

親が事業主で、子は建設業許可を保有していない場合は、この経営の安定性、適格性、欠格要件について確認となっております。

最後に4ページ目、論点の4でありますけれども、(4)相続による承継について、仮に事後的な認可が必要とされた場合でも、承継者、例えば、子は被承継者、親と同様の事業を相続開始のときから切れ目なく行われるように措置されるという理解でよいか。また、当該措置の期間はどれぐらいを想定しているか御教示ください。

これは、前回の行政手続部会における議論を踏まえて、措置が可能かについて法制局と議論を行っているところですのでということでもあります。

事務局からの説明は、とりあえず以上であります。

○高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、御質問等があれば、いかがでしょうか。どうぞ。

○堤専門委員 2点ございます。

1つは、大臣許可と都道府県知事許可の何か大きな違いみたいなものがあれば、何ができるとか、何ができないとか。

もう一点、質問というよりは意見なのですけれども、やはり、許可が出るまで、例えば、都道府県知事許可でも、おおむね1カ月程度かかるというのは、小さい会社をやっている事業者様にとっては、ここのブランクは非常に時間がかかり過ぎているように感じましたので、もう少し認可の要件を非常にフジィなものではなく、例えば、幾ら以上の資産を有していればオーケーと、オールタナティブなもので、何か確認がもっとスムーズに進むような形でないか、本当に小規模事業者の事業承継はうまくいかずにつぶれてしまうのではないかと感じましたので、そういう形にできないのかという質問アンド意見という形で提言させていただきます。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。まず、国交省に伝えて、今日は出てこれられないということなので、もう一回ヒアリングをしようと言っておりますので、ほかに何か積極的に、今の御説明で、では、濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 前回の続きでもあるのですが、現行の建設業法によれば、相続であっても、許可を受けなければいけないということですね。許可を受けるまでの間は、基本的には無許可状態ということになりますので、違反行為として処罰される可能性も生じてくるということになります。

そうした場合に、この前のヒアリングで、国土交通省は消費者保護ということをおられたのですけれども、そうした観点を考えても、突然亡くなられたような場合については、事業をやっておられたりしているわけで、そうすると、何月何日までにビルとかを

引き渡すという契約をされていたケースでは、それが守れなくなるおそれがある。

何月何日までにビルとかを引き渡してもらえと思っていた消費者というか、ユーザーに、それが実現されなくなるというデメリットもありますし、そうしたことを避けようと思って事業を続けると違反行為として処罰されるおそれも出てくるということで、バランスが良くない。暴力団員とかが後継者になって、新たに消費者被害が出るおそれというのはわからないではないのですけれども、逆にきちんとした業者からすると、消費者というか、ユーザーに御迷惑がかかるようなおそれもあるわけで、もう少し制度のバランスを良くしてもらいたいというのが私の意見です。

○高橋部会長 いかがでしょうか、ほかに。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 これは全部個人事業者で、法人をつくっていない親方の世界の話ですね。ですので、多分、そういうところにビルを頼む人というのは、まず普通いないのではないかと思います。

それで、今日の話ではないのですけれども、極めて建築というのは個人の能力、つまり、これは法人ではなくて個人でやっているわけですから、その人が当然亡くなれば、当然、その能力のある人が亡くなるので、そういう能力が次の人にあるかどうかを見るというのは、私はこの世界では、ある程度しようがないのかなと。

それで、今日の話ではないのですけれども、酒類販売とか、そういうところは、はっきり言って、その人の能力がなくてもお酒は売れるわけですから、そこをもう少しやるべきではないかと思います。

以上です。

○高橋部会長 これは、一人親方を想定しているのですかね。

○佐久間専門委員 親方の下にバイトが2、3人いるとか、そんな世界です。

○石崎参事官 いわゆる大工さんとか、左官屋さんとか、そういう類の方が、全部がそうかというのはあれですけれども、そういうのが割と多いのではないかと思います。

○大崎専門委員 実際問題としては、割と下請として事業をされているケースが多いのではないですか。だから、例えば、突然お亡くなりになった場合、発注者、元請け側で代わりを探すという問題は出てくるかもしれないけれども、施主が大変迷惑するというのは、本当にあるのですかね。

○石崎参事官 ただ、一応、国交省さんからお聞きしているのは、やはり、相続のところではシームレスにしないと事業継続ができないので、これは、4ページ目に書いてありますけれども、前回こういった御議論があったので、今、法制局と、そういったことに対する措置ができないかということで御議論をされていると聞いております。

恐らく、次回出てこられたときには、ある程度方向性が見えているのではないかと思いますけれども、そういう御議論をされていると聞いております。

○佐久間専門委員 ちょっといいですか、この世界は相続ではなくて、事前に承継するこ

との負荷を減らすというのが筋で、やはり、いきなり死んだときに、全然知らない人が相続したときに、それがシームレスに行われる必要はないので、相続よりは事前の承継がスムーズに行えるというところに、この世界では力点を置いたほうがいいのではないかと思います。

○高橋部会長 ただ、個人の場合、事前の承継は余り想定が、どうやって想定するのですか。

○佐久間専門委員 だから、親方の弟子が自分で後を継ぎたいというときです。左官屋であれば、左官屋を親方がもう年なので、その弟子が、俺がやりたいと言うと。

○高橋部会長 そのときに、いきなり死んでしまったらどうするかという問題はあります。

○佐久間専門委員 それは、そのときはしょうがないのだけれども、本来、いきなり死ぬことの前に、やはり、スムーズに承継しておくというのがあるべき姿で、それをスムーズにするということが重要なのではないかと。

○高橋部会長 それも重要ですね。

これは、例えば、1ページの支配人というのは、法人のことを想定しているのですか。表の「経営の安定性」というのは。

○大崎専門委員 「その者又は」となっています。

○高橋部会長 やはり、個人事業主の場合には。

○大崎専門委員 その者のです。

○高橋部会長 その者、法人ではないからということですか。

○佐久間専門委員 この人そのものでしょう。

○高橋部会長 この人そのもの。

○石崎参事官 1ページ目で見ると、先ほど堤専門委員からもありましたが、大臣許可というのは、複数にまたがる都道府県の事業をしておられるということなので、恐らく多くは大工さんとか、そんな類いなのですけれども、多少人数を雇っておられる複数の事業所を持っておられるような個人事業主もないことはないようなことかと思えます。

したがって、支配人がいるというのも、ないことはないのかもしれませんが。これは、確認すれば、すぐわかる話です。

○佐久間専門委員 支配人というのは、法人ではないので多分ないと思いますから、これは多分、ノット・アPLICABLEだと思いますね。

○高橋部会長 わかりました。

ただ、継ぎたいというのが営業所、専任技術者であったりすれば、そこは省略できるとかいうのもあると思うし、何か非常に誓約書なども、別に誓約書は要るのだろうと思うけれども、賞罰とかは要るのですかね、欠格事由とか書いてあるけれども、これは警察に照会すれば一発なのだから、別にこんな賞罰とか書かせる必要はあるのですかね。

○川田専門委員 私も気になっているのですけれども、経営を5年間やれば、それは経営ができると見なす、これは何なのだろうか。あるいは大学を出て3年間、高校や中学では

5年間はできないというようにいろんな制約が多いように感じます。もちろん、必要があって決めているとは思うのですけれども、その根拠についてもお聞きしたいと思っています。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

確かにそうですね。ただ、欠格事由の5年間は根拠は明確ですけれども、経験の5年間とか、確かに余りよくわからないところがありますね。

あと、貸借対照表が何で死んだときに要するのかというのがよくわからない。別に死んだからといって、いきなり経営状態が変わるという話でもないですね。

○佐久間専門委員 個人のということですね、当然、法人ではないので、ですから、個人の全資産の貸借対照表ということ。

○高橋部会長 個人に貸借対照表などあるの。

○佐久間専門委員 だから、そういうのをつくらせるということではないですか、青色申告のときのような。

○高橋部会長 事務局にお聞きしますが、個人のものをつくらせるの。個人についても貸借対照表は可能だと。

○原委員 税務の申告するときは、普通出している。

○高橋部会長 そうですか、なるほど、わかりました。

そこら辺も含めていろいろと議論をしたいと思います。どうもいろいろと御指摘、ありがとうございました。

それでは、法制局との協議の進捗につきましては、随時、事務局にも御確認いただいて、意見もお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

それでは、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

それでは、指摘事項に対する回答につきましては、今後の部会の中で、国交省から改めて説明をお願いしたいと思います。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回事務局のほうから、後日、御連絡をさせていただきます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。これで、会議を終了いたします。